

甲第 五 号 証 九 二

健医結発第 6 号
健医感発第 3 号
昭和 6 3 年 1 月 2 7 日



各都道府県衛生主管部局長 殿

厚生省保健医療局
結核難病感染症課



感染症対策室



予防接種等の接種器具の取扱いについて

予防接種法に基づく予防接種の実施に当たり、接種器具の取扱いについては、予防接種法及びこれに基づく政省令並びに昭和 5 1 年 9 月 1 4 日衛発第 7 2 6 号厚生省公衆衛生局長通知「予防接種の実施について」により実施することとされているところであるが、昨年 1 1 月 1 3 日、WHO より肝炎ウイルス等の感染を防止する観点から予防接種の実施に当たっては、注射針のみならず注射筒も取り

替えるべきであるとの意見が出されたので、今後の予防接種の実施に当たっては、注射筒も被接種者ごとに取り替えるよう貴都下市町村を指導されたい。

なお、本件については、おつて予防接種実施規則及び関係通知の改正を予定しているのので、その旨了知されたい。

また、結核予防法に基づくツベルクリン反応検査のための一般診断用精製ツベルクリン溶液の注射についても、被検査者ごとに注射針及び注射筒を取り替えることが望ましいと思われるので、関係者に対し指導されたい。